fractal law office

弁護士法人 フラクタル法律事務所

〒107-0062 東京都港区南青山6-7-2 VORT南青山I 7階
TEL. 03-6447-4307 / FAX. 03-6447-4308
http://animal-lawyer.jp/
info@fractal-law.com

東京都・横浜市獣医師会顧問

獣医師のための法律相談

ANIMAL LAWYER

その何気ない疑問も
フラクタル法律事務所にご相談を。

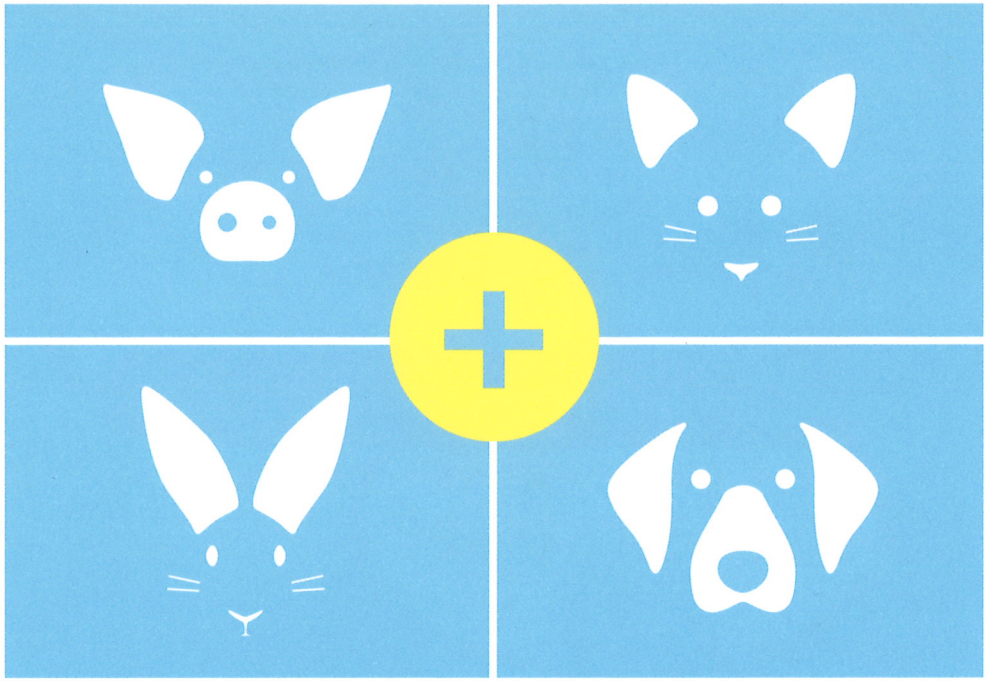

fractal law office

クレームが来たら

緊急ホットライン

まずはお電話ください。病院スタッフ（獣医師以外）からの電話も受け付けます。
来所しなくても、電話やメール、ビデオ通話で初期対応いたします。
今までの豊富な経験から、飼い主の意図、次にどう動くべきかがわかっているので、
的確なアドバイスができます。

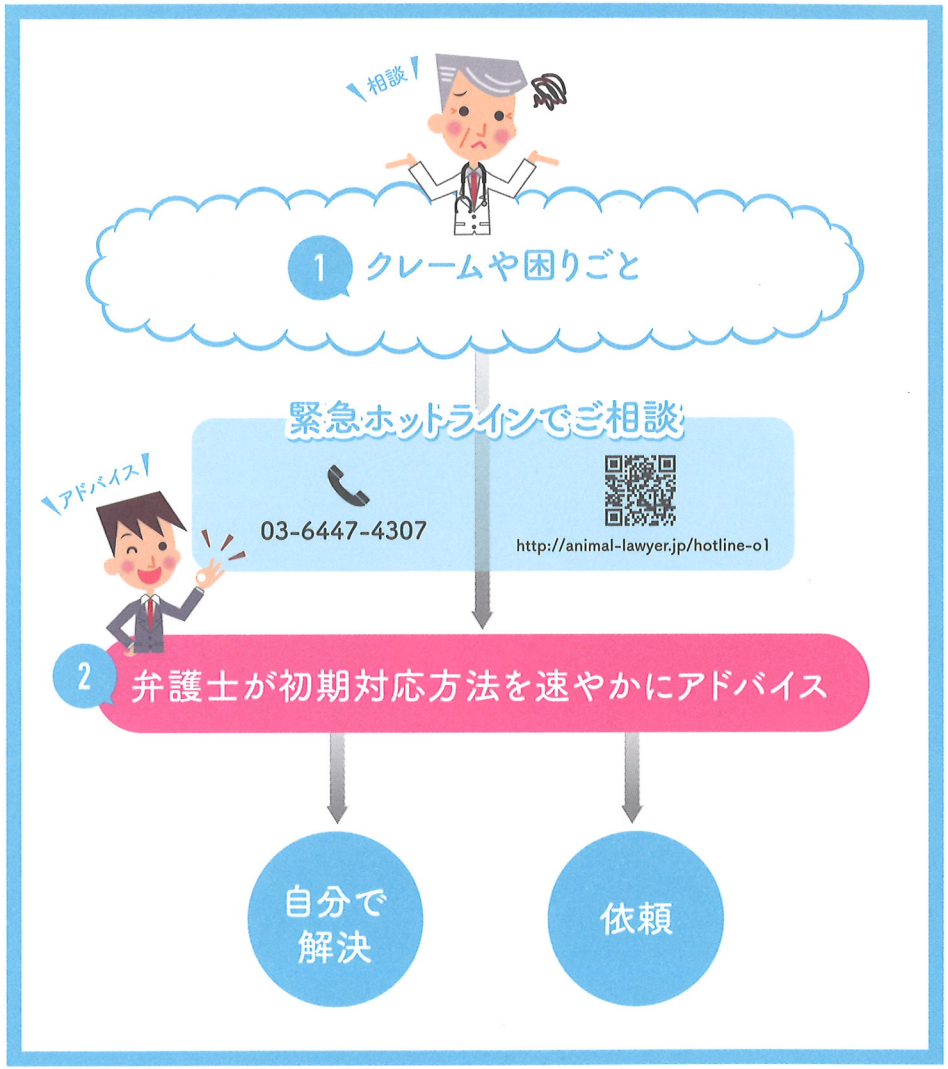

こんなときはフラクタルへ！

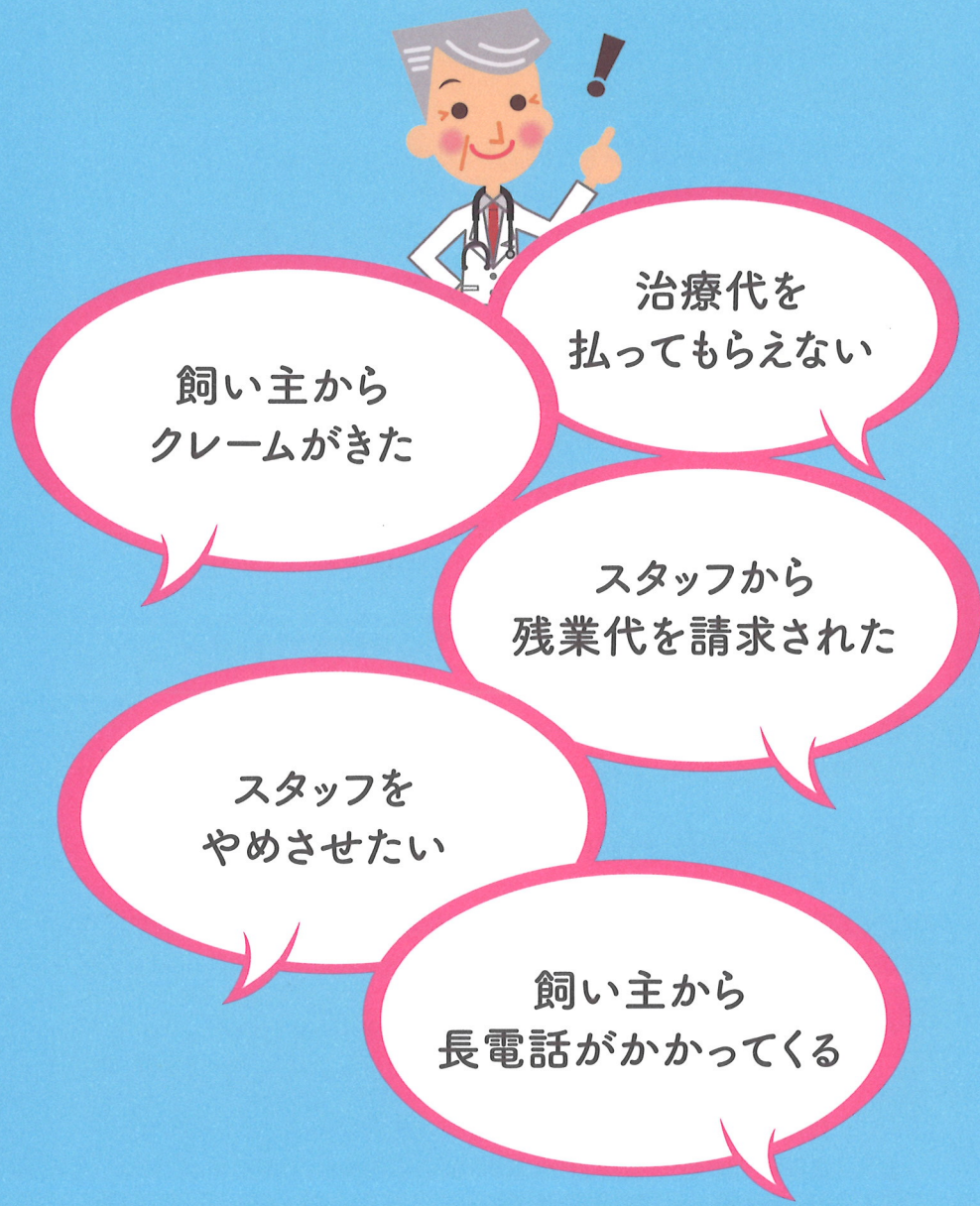

Q&A 飼い主とのトラブル

Q **飼い主からカルテ開示を求められました。開示しなければいけないのでしょうか？**

A カルテ開示の義務があるので、開示しなければいけません。ただし開示に必要な事務手数料は取って構いません。求められたときに困らないよう、日ごろからきちんと記載しましょう。

Q **飼い主からミスがあったと言われました。返金や賠償金を求められたら、どのように対応すればよいのでしょうか？**

A その場は「検討します」と伝えるだけにとどめましょう。その後、カルテを持参の上、ご相談ください。その場を収めるために適当にお金を払ったら、ミスを認めたと飼い主は勘違いをし、さらなる請求がなされることもあります。

Q **弁護士に依頼したら、飼い主とのやりとりはお任せできるのでしょうか？**

A 弁護士が窓口になりますので、ご自身が飼い主とやりとりをすることはありません。

Q **弁護士に依頼したら、飼い主から「他人任せにして不誠実だ」と言われないでしょうか？**

A 「賠償などの法的な点は私共ではわかりかねますので、しっかりと適切に対応していただくよう、弁護士に依頼させていただきます。」とお伝えいただければ、多くの飼い主の方は、弁護士が入ったからといって怒ることはありません。弁護士の入り方も含めてアドバイス差し上げますので、ご相談ください。

Q&A 雇用に関してのトラブル

Q **スタッフとの雇用契約書を結んでいないのですが、雇用契約書は必要ですか？**

A 契約書を結ぶ義務があります。逆に雇用契約書が存在しないと懲戒処分や解雇もできなくなりますので、作ることが望ましいです。作成はすぐにできますので、お気軽にご相談ください。

Q **スタッフと結んだ雇用契約書では残業代を払わないことになっていますが、スタッフから要求がありました。どうすればよいでしょうか？**

A 残業代を払わないという契約は無効です。法律上必要な残業代は払わなくてはいけません。ただし休憩時間に該当するなど、払わなくていい場合もあるので、ご相談ください。

Q **問題のあるスタッフをうまく退職させたいのですが、どうしたらよいでしょうか？**

A 突然解雇を告げると違法解雇と言われかねないので、穏便に退職してもらう方法を検討しましょう。ご相談に応じます。

Q **良いスタッフを採用したいのですが、何かよい方法はありますか？スタッフがすぐにやめてしまいます。**

A 院長や他のスタッフとの相性が大事です。トラブルを起こした人を今まで多数見てきた経験から、履歴書や面接で、問題のある人を見抜くことができます。履歴書を見ることや面接立ち会いも行っています。ご相談ください。

弁護士費用

初回	月々	1件
0円	5万円〜	20万円〜
緊急ホットライン	顧問	クレーム対応

詳細はホームページをご確認ください。

獣医　フラクタル法律事務所　検索

http://animal-lawyer.jp/

推薦文

公益社団法人東京都獣医師会
村中 志朗　会長

我々獣医師は、専門職としてクライアントに獣医療サービスを提供しています。獣医学については専心するものの、法律的な対応は得意ではありません。また、1度獣医療トラブルを抱え込むと心が弱り、他の患者様への診療にも影響しかねません。

トラブル回避は初期対応が最も大切です。1人で抱え込まないで、フラクタル法律事務所に相談してください。多くの獣医療トラブルの解決実績を有していますので、安心して任せられます。また、フラクタル法律事務所の弁護士の先生方は人情味にあふれ、よく話を聞いてくださいます。法律相談以外にもプライベートで気さくにお付き合いできますので、お薦めです。日頃は優しい人たちばかりですが、いざ闘いとなれば、とても頼りになります。

フラクタル法律事務所とは？

代表弁護士

田村 勇人
（たむら　はやと）

プロフィール

専門は医療過誤。特に獣医療過誤に専門的に取り組んでいます。東京都獣医師会の顧問弁護士であり、日本獣医生命科学大学にも在籍しています。一般民事では、起業家や医療法人が関連する離婚、特に財産分与の問題に関する案件を多く取り扱っており、離婚によって企業や医療法人運営に支障が生じることを防ぐご相談も受けています。その他企業の取締役や監査役も務めています。メディア出演や寄稿、セミナーなども数多く行っております。

メディア実績

フジテレビ「直撃LIVEグッディ！」レギュラーコメンテーター。
「日本経済新聞」、「朝日新聞」、「AERA」、「週刊文春」、「週刊新潮」、
「Q＆Aでわかる「いい歯医者」」他多数。
「ワールドビジネスサテライト」、「あしたのニュース」、「みんなのニュース」、「とくダネ！」、
「ノンストップ！」、「スッキリ!!」、「めざましどようび」、「バイキング」、「グッド！モーニング」、
「知りたがり！」、「チコちゃんに叱られる」他多数。

獣医療過誤に関連して得た主な判決

○ 東京地裁「猫に対する生検や術後管理について過失はなく、注意義務違反もないとされた事例」
○ 東京地裁「消化管穿孔等の急性腹症を示唆する所見がなかったヨークシャテリア犬に対する消化管バリウム造影検査の実施、及び、麻酔薬濃度の維持管理や気管チューブの挿管などの手術の実施につき注意義務違反は認められず、さらに、本件手術の実施に関し説明義務違反も認められないとして、請求を棄却した事例」
○ 仙台地裁「逆流性食道炎の犬が手術後死亡した件について、獣医師の麻酔過剰投与や説明義務違反は存在しないとされた事例」
○ 東京地裁「出産した犬の数について虚偽の報告をしたと訴えられた獣医師の責任を否定した事例」

講演実績

2015〜　東京都獣医師会イヤーズカンファレンス（毎年1回）
2019.1　平成30年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会「100件の獣医療クレームの分析と対策」
2019.6　三重県獣医師会「獣医療クレーム〜100件の分析と対策〜」
2019.9　アジア小動物獣医師会連合会大会 FASAVA-TOKYO2019「獣医療クレーム〜100件の分析と対策〜」
2019.12　山形県獣医師会「実例から学ぶ獣医療トラブルの対策法」